

別記2

農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター
専門家派遣実施要領
(農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター
設置・運営要領第6関係)

第1 趣旨

本実施要領は、静岡県（以下、「県」という。）が農山漁村振興交付金を活用して設置、運営する農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の業務において、専門家の派遣にかかる必要な事項を定める。

なお、本事業における「派遣」の定義とは、県がサポートセンターの業務において、専門的な支援が必要と判断した際の支援人材の派遣を指し、労働者派遣法における派遣の意とは異なる。

第2 専門家の登録

- 1 サポートセンター本部（以下、「本部」という。）は、地域支援検証委員会（以下、「地域委員会（本部）」という。）において、以下の（1）～（3）に基づき、専門家として登録する者を選定する。

（1）公募による選定

本部は、新たに専門家として登録する者（以下、「専門家候補者」という。）を公募により募るものとし、専門家基本情報登録書（様式1）による書面審査及び面接を実施した後、地域委員会（本部）において選定するものとする。

なお、公募にあたっては、必要に応じ公募要領を制定する。

（2）支部の推薦による選定

サポートセンター支部（以下、「支部」という。）は、専門家推薦書（様式2）及び専門家基本情報登録書（様式1）を本部へ提出することにより、専門家候補者を推薦することができる。

本部は、支部より専門家候補者の推薦を受けた場合は、当該専門家候補者に対して面接を実施し、地域委員会（本部）において選定する。

（3）その他

上記（1）、（2）のほか、本部が専門家として登録が必要であると判断した専門家候補者に対して、専門家基本情報登録書（様式1）による書面審査及び面接等を実施した後、地域委員会（本部）において選定する。

- 2 地域委員会（本部）による選定を受けた専門家候補者は、本部へ農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター専門家登録承諾書（様式3）を提出し、これをもって正式登録とする。
- 3 登録により、サポートセンターと専門家の間にはいかなる契約関係も生じないものとする。

- 4 登録期間は、原則、当該年度限りとする。
- 5 本部は、本事業を広く周知し、効果的に運営するため、本人の承諾を得た上で、基本情報登録書により、専門家の氏名、専門分野等を公開するものとする。

第3 専門家の派遣

- 1 専門家は、サポートセンターからの派遣要請に従い業務を実施する。
- 2 専門家の業務は、支援対象者の経営全体の付加価値額を増加するための経営改善戦略等の策定から当該戦略等の実現に至る一連の取組に対する支援とし、支援内容は、サポートセンターが設置する地域支援検証委員会（以下、「地域委員会」という。）において予め協議し決定する。なお、支援開始後に支援内容の修正が必要な際は、状況に応じて地域委員会の決定に基づいて活動する。
- 3 専門家の主たる業務実施場所は静岡県内とする。
- 4 専門家は、支援業務を実施した場合には、業務終了後1週間以内に専門家支援実施報告書（様式4）及び専門家旅行経路補助表（様式5）を支部に提出するものとする。
- 5 専門家は、地域委員会（本部）及び地域委員会（支部）への参加要請があった場合は、これに参加することができる。

第4 謝金・旅費等の支払い

- 1 専門家の謝金は、1時間当たり10,000円（税込）とし、1回の上限は専門家30,000円とする。また、支援対象者に対する実支援時間を対象とし、移動時間や事前準備、専門家実施報告書にかかる作業等は謝金の対象外とする。
- 2 旅費は、特別職の職員等の給与等に関する条例の規定及び同運用通知に基づき、実費弁償を行うものとする。
- 3 専門家は、県に謝金及び旅費の振込先口座を事前に届け出ることとする。
- 4 県は、謝金及び旅費は、事業実施後、翌月末までに速やかに指定口座に振り込むものとする。なお、必要な場合は支払額から、所得税を源泉徴収するため、口座振込額が実費相当額に満たない場合がある。

旅費の注意事項

1 タクシーの使用

タクシーが使用可能な場合は、以下のとおりとし、利用に当たっては事前に県に確認すること

- ・公共交通機関がないか又はそれを利用することが著しく不便な場合
- ・その他公共交通機関の利用が、公務能率の著しい低下を招くと認められる場合

2 特急列車・新幹線の使用

- ・特急列車の区間が70km以上の場合、特急列車が利用可能
- ・指定席の区間が片道100km以上で指定席を利用した場合は、指定料金の支払いが可能

3 駐車料金、高速道路料金

- ・駐車料金及び高速道路料金は、支払対象外とする。

第5 個人情報の保護等

- 1 専門家は、本件業務遂行に際して、別添の個人情報取扱に係る特記事項を遵守するものとする。
- 2 万が一、個人情報の漏洩に伴い県に損害が発生した場合は、専門家はその一切の責任を負うものとする。
- 3 個人情報の保護に関する規定は、登録期間終了後も有効に存続するものとする。

第6 秘密保持

- 1 専門家は、県又は支援先が秘密である旨を明らかにして開示した情報及び本件業務遂行に際し知るに至った相手方の営業秘密、非公開の情報等（以下併せて「秘密情報」という。）を、事由の如何にかかわらず第三者に提供、開示、漏洩し、または本業務遂行以外の目的に使用してはならないものとする。
- 2 秘密保持は、業務終了後も有効に存続する。

第7 損害賠償について

本件業務遂行に際して、専門家が自身の故意または過失により県に対して損害を与えた場合は、県に対し当該損害を賠償する責を負う。

第8 禁止事項

専門家は、次の（1）から（5）に該当する行為を行ってはならない。

- （1）本要領その他法令に反する行為を行うこと
- （2）本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行うこと
- （3）本事業により支援を行った内容に対して、県以外の者から謝金等を受け取ること
- （4）県に虚偽の報告を行うこと
- （5）本サポートセンターの信用を失墜させる行為又は失墜させるおそれのある行為を行うこと

第9 専門家登録の取消し

専門家が前条に違反したとき、又は専門家が次の（1）から（5）のいずれかに該当すると認められるとき、県は、当該専門家の登録を取り消すことができる。

- （1）暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
- （2）暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- （3）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

(4) 暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

(5) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

第10 免責事項について

専門家の本件業務遂行における紛争、損害について、県は一切の責任を負わないこととする。

第11 疑義の解決と要領の更新について

本要領に定めのない事項について疑義が生じた場合には、その都度、県と専門家が誠意を以て協議し、円満解決を図るものとする。また、要領を更新した場合には、県は専門家に通知するものとする。

<別添>

個人情報取扱に係る特記事項

第1 基本的事項

業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

業務を処理するため個人情報を取得するときは、利用目的を明示し、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

支援対象者等の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

支援対象者等の同意がある場合を除き、この要領による業務を処理するため県から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

業務を処理するため支援対象者等から提供を受け、又は自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この支援終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター（以下「サポートセンター」）が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

支援対象者等の同意がある場合を除き、農山漁村発イノベーション推進以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

サポートセンターは、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を専門家に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

これらの事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちにサポートセンターに報告し、サポートセンターの指示に従わなければならない。

(様式1)

農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター 専門家基本情報登録書

写真データ
(任意)

申込日	年 月 日		
氏名	(フリガナ) -----	生年月日 (非開示)	明 / 大 / 昭 / 平 年 月 日
			男 ・ 女
住所 (非開示)	(フリガナ) ----- 〒 -----		
連絡先 (非開示)	TEL	FAX	携帯
	Mail		
所属 法人名	会社名 屋号	役職	
	事業内容		
	URL		
経歴 社歴 (非開示)	在職期間(西暦)	所属	実績
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
所属団体	(各人・法人が所属している団体や法人等を記載。専門家として登録している場合は、その旨を記載)		
資格			
専門分野	経営分析・診断 経営企画 労務管理 資金計画 販売管理 販路開拓 マーケティング 商品企画 生産管理 食品衛生 IT関連 知的財産権 デザイン 会社設立 調理指導 観光企画 地域づくり 人材育成 その他() ※該当する分野に○。複数選択可		
実績等	(国、県、商工団体等における支援実績、具体的な取組状況等について記載)		
サポート センター 記載欄	面接日: 月 日 ※この欄は、記載しないでください。		

(様式2)

専門家推薦書

年 月 日

本部長（マーケティング課長） 様

（支部名） 支部長

農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンターの専門家として、下記のとおり推薦します。

記

- 1 専門家候補者氏名
- 2 提出物
 - ・ 専門家基本情報登録書
（農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター
専門家派遣実施要領 様式1）
- 3 推薦理由

(様式3)

年 月 日

農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター本部長 様

農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター専門家登録承諾書

令和 年度農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター業務に係る静岡県内における専門家派遣人材として、「農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター専門家派遣実施要領」に基づき、以下の事項に同意し、専門家への登録を承諾します。

- 1 業務の実施にあたっては、「農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター専門家派遣実施要領」を遵守します。これに反し、登録を取り消された場合にも、農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター及び静岡県に対し一切の申し立てをいたしません。
- 2 農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター専門家基本情報登録書（様式1）に記載した氏名、経歴、資格、専門分野及び実績等の情報について、県のホームページやパンフレットに掲載することを承諾します。

住 所 _____

氏 名 _____

(様式4)

(専門家) → (県)

専門家支援実施報告書

専門家支援実施報告書		専門家名	
		報告年月日	年 月 日
支部名			
受付整理番号			
事業の概要	(事業テーマ)		
	(保有する経営資源、アイデア、事業計画等の概要) ・		
支援対象 (候補)者名			
支援実施日	年 月 日 () : ~ : (第 回目)		
課題	(前回までに指摘した課題等) ・		
支援内容	(支援の分野) 計画づくり ・ パートナー探し ・ 融資、補助金 ・ 販路開拓 ・ 経営戦略 ・ 法認定申請 ・ ()		
	(支援・助言の内容) ・		
支援による 成果	・		
次回相談日 (予定)	日時： 年 月 日 () 時～ 会場：		
その他	総合化事業計画の申請予定 有 (月予定) 無 農山漁村振興交付金の活用予定 (ソフト ハード 年度)		

(様式5)

専門家旅行経路補助表

専門家旅行経路補助表		氏名	
支援実施日	年 月 日 ()		
旅行経路	< 起点 (所在地・名称) >		
	----- < 起点から相談先までの旅行経路、手段、料金等 >		
	----- < 相談先からの帰路、手段、料金等 >		

- ・ 鉄道、バスを使用した場合、乗降駅 (バス停) 名を記載する。
(バスを使用した場合、バス料金も記載)
- ・ 自家用車の場合は、走行距離 (k m単位) を記載する。
- ・ タクシーを使用した場合には、領収書を添付する。
(使用する場合には、事前に県の実情を把握すること)